

令和 7 年度 第 2 回焼津市水道事業審議会 会議録

1. 日時：令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分
2. 場所：焼津市役所本庁舎 2 階会議室
3. 出席者
 - (1) 委員：佐藤委員、北川委員、村松委員、小林委員、斎藤委員、大塚委員、望月委員、小川委員、加藤委員、田原委員 10 名
 - (2) 事務局：多々良部長、渋谷課長、鳥居課長、青島総務兼管理担当係長、藤井建設担当主幹、山田配水場担当統括主幹、西村給水担当係長、柴田事業管理担当主事、天野事業管理担当主任主査
 - (3) NJS：武井、服部、前田

□ 開会

□ 部長挨拶

□ 議案

- ① 前回の質疑に対する回答
- ② 能登半島地震にみる耐震化の必要性
- ③ 国の補助金概要と焼津市の取り組み
- ④ 水道料金改定率（案）の提示

□ 議事

- ・ 水道料金改定率（案）について

□ 質疑

〈前回の質疑に対する回答に関する質疑応答〉

質問：H 委員

調定水量とはこういったものか。また、13mm の調定水量が減少傾向であるのは節水などの効果によるものであるのか。

回答：事務局

調定水量とは、検針員が毎月計測している使用水量を指す。一般家庭の新規設置は口径 20mm をお願いしているため、口径 13mm における調定水量は減少している。

質問：F 委員

損益勘定留保資金も内部留保資金を構成しているということでしょうか。

回答：事務局

損益勘定留保資金も内部留保資金に含まれる。だが、本市では当該年度の中で充当され、利益剰余金として留保されないため、内部留保資金とはならない。

質問：J 委員

P9：口径・使用水量別（R6）のグラフの値をすべて合計すると、本市の使用水量の合計になるという考えでよいか。

回答：事務局

調定水量と調定件数を掛け合わせたものが使用水量の合計値と同等のものである。P9 のグラフは、調定水量区分に幅があるため、同値とはならない。

質問：J 委員

P8：有収水量と給水収益のそれぞれの合計値はいくらになるか。また、これは P7：料金改定を行わなかった場合の財政見通し のグラフ内、収益的収支の収入と同値となるのか。

回答：事務局

R6 年度の実績は、有収水量：17,448,000m³、給水収益：1,944,215,000 円であった。収益的収支の収入は、R6 年度の実績が 2,123,372,000 円であり、水道料金のほかに受託工事収益、営業外収益もあるため、全体の収益的収入の方が給水収益よりも多くなっている。

質問：I 委員

P3：無効水量が増えているが、管路の修理をしても、別の管路で漏水が起こるような状況であるのか。無効水量を 0 に近づけるのは困難であるのか。

回答：事務局

老朽化により漏水件数が増え、急激に無効水量が減らすことは難しい。全域の調査について、人工衛星や AI での調査を活用し、精度を高めることで漏水の発生率の減少を目指す。

〈能登半島地震にみる耐震化の必要性に関する質疑応答〉

質問：A 委員

P13：各区分内の管種の内訳はどうであるか。また、石綿管はどこに区分されているのか。

回答：事務局

基幹管路においては以下に示すとおりとなっている。

DIP（耐）：ダクタイル鋳鉄耐震管

DIP（その他）：K 形管、A 型形

SP（溶接）：溶接接手

PE（融着等）：ポリエチレン管

SUS（溶接）：ステンレス管

石綿管については数値として微量であるため、表記されていない。

質問：G 委員

P13：実際のところ耐震化は進んでいるのか。

回答：事務局

DIP（その他）は、耐震化が進んでいない管路を指している。ただし、基幹管路においては 48km 中 22km 分の耐震化が進んでおり、比率としては約 46%となっている。これは全国と比較しても進んでいる方であり、今後も耐震化を進める方針である。

〈国の補助金概要と焼津市の取り組みに関する質疑応答〉

質問：F 委員

P19：令和 8-11 年度で見込んでいる投資を行うことにより、管路の耐震化はどの程度進むのか。P13 に示される管路布設状況はどのように推移するのか。

回答：事務局

基幹管路については、令和 6 年度 46.5%であるのに対し、令和 10 年度 60.2%となる見通しである。P20 に示している。

質問：G 委員

今まで大きな地震が複数あったが、もっと早く耐震化を進めることはできなか

ったのか。今までにも取り組むきっかけはあったものと思われる。

回答：事務局

当時は耐震性があるとされた基準に基づき、財政的に見合った耐震化を実施してきた。これまでも、老朽管路のうち古い管路から更新を進めており、石綿管の更新に取り組んでいた時期もあった。ただし、以前更新した管路は、現在の耐震化の基準に適合しないものもある。今回の計画は、避難所や病院などの重要給水施設に向けた管路の耐震化を進めるものとしており、現在の耐震化の基準に適合するものに更新するものとしている。

質問：G 委員

上下水道耐震化計画の策定についてはどのように行うのか。

回答：事務局

水道における下水道処理区域内の重要給水施設 6 か所や管路等の耐震化を推進し、下水道におけるポンプ場や下水処理場、管路等も併せて整備を行っていくことで上下水道として耐震化を推進していく考えである。

質問：A 委員（意見）

東日本大震災の際には、大口径管路の耐震化を前倒して実施したが、浄水場等の水道施設の耐震性が不十分であったことや資金面の問題から、管路の耐震化よりも浄水場等の水道施設の耐震化が優先されていた経緯がある。

〈水道料金改定率（案）の提示に関する質疑応答〉

質問：H 委員

①と②では改定率が 4%しか変わらないが、①のデメリットが多くなっている。なぜ 4%の差でデメリットに大きな違いが出るのか。

回答：事務局

一番大きな点として、案①では料金回収率が令和 11 年度に 100%を下回る見込みになっており、これにより国からの補助金を受けられなくなる（P27.28）。また、内部留保資金についても設定水準を下回ることから資金繰りが難しくなり、損益の見通しも令和 11 年度にはマイナスとなる見込みである。今後投資が増えていくにあたり、利益を一定額以上確保していく必要があり、料金回収率や内部留保資金の状況からみても案①では難しいと考えられる。

質問：H 委員

令和 11 年度に料金回収率が 98.2%になるということだが、確実になるといえるのか。あくまで想定ではないのか。

回答：事務局

現在の使用水量の減少状況や物価上昇を加味した見込みであるが、これらを考慮した結果、料金回収率は 100%を下回る想定としている。

質問：H 委員

水道料金の見直しは定期的に行うものと思うが、次回の予定はいつであるか。

回答：事務局

今回は算定期間を 4 年間（令和 8-11 年度）として行っているため、次回は令和 12 年度の改定を予定している。その際には、2 年前となる令和 10 年度からこのような議論をお願いする予定である。

質問：G 委員

料金改定については、市とは調整しているのか。

回答：事務局

料金改定を実施するにあたり、市とは、国の補助金を活用した場合の支援措置等の調整を行っている。また、市長、副市長には事前に説明し、了解をもらっている。

質問：G 委員

市立病院は、市の一般会計から繰入金を受け取っている。市立病院には市外からの患者もいるが、水道事業は市内の市民を対象としている。そのため、市の一般会計から繰入金を受け取っても良いのではないか。

回答：事務局

市の財政部局とは、一般会計からの繰入をお願いできないか交渉している。市長、副市長に対しても交渉している。

質問：G 委員

料金改定はいつから行う予定であるか。

回答：事務局

滞りなく審議会が進み、市との調整が付けば、2月議会で上程予定である。

質問：G 委員

案②が妥当であると思うが、市民としてはなるべく低くしてほしい。改定率は30%下回る水準が望ましい。

静岡市では、耐震化を推進していくために料金改定予定であると聞いている。本市でも耐震化や漏水防止対策はぜひとも推進してほしい。

回答：事務局

本市としても基幹管路の耐震化率を100%にすることを目指している。当面の目標として、令和10年度で耐震化率60%は確実に達成したい。

質問：F 委員

一般会計から繰入があると、シミュレーションに変更は生じるのか。

回答：事務局

一般会計からの繰入があれば、収入が増えるため料金改定率は実質的には下がる。ただし、繰入に関しては、今後の見込みが不明確であるため、現段階の条件で検討している。

質問：G 委員

一色の水道用地は今後どのように活用する予定であるか。

回答：事務局

具体的な検討は行っておらず、しばらくは保留の予定である。ただし、災害があった際の資材置き場がないため、資材置き場として水道用地の有効利用を検討している。

質問：C 委員

口径によって金額や基本料金に違いは生じるのか。

回答：事務局

本市では口径別の料金体系を取り入れている。口径別料金の詳細については次回
の審議会にてご審議いただく予定である。

質問：A 委員

P32 の資料のうち、島田市の平均料金改定率が 8.1%と増加しているのに対して、基本料金の差額が 55 円減少しているのはなぜか。

回答：事務局

令和 5 年度の改定の際に、小口径の基本水量を廃止し、基本料金下げた上で使用水量の割合を増やしたことにより、基本料金が減少する形となった。

意見：I 委員

近隣市町と比べても案③でもいいのではないか。今後を見ても適切な運営を行えることや、耐震化を進めることが大事なのではないか。市民の負担を減らすのもよいが、これらの施設整備の推進を行ってもいいのではないか。

質問：J 委員

これまで、本市が他市と比べて安価に水道を利用できた理由があれば教えていただきたい。また、料金改定後に本市よりも水道料金が安価となる市についてはどういった要因が挙げられるのかを教えていただきたい。

回答：事務局

深井戸より取水を行っているため、浄水施設を余分に持つ必要がないことでコストが削減でき、水道料金を安価にすることが可能となっている。改定後に本市よりも水道料金が安価である各市については東部が多く、富士山の伏流水等を使用しているため、浄水施設が必要なく、本市と同等もしくは安価な状況となっている。

質問：J 委員

耐震化整備による水道施設の更新に伴い、新たに減価償却費が生じることになるが、償却期間が過ぎると減価償却費が減少すると考えられるが、今後の見通しについてわかれば教えていただきたい。

回答：事務局

減価償却費は、法定耐用年数を用いて算定を行っている。今後予定している工

事で、最も大きなものは基幹管路の更新となるが、終了予定が令和 11 年度頃であり、これ以降の減価償却費は安定していく見込みである。

質問：J 委員

減価償却費はいずれなくなる、という考え方でよいか。

回答：事務局

法定耐用年数を過ぎると減価償却費はなくなるため、各資産の法定耐用年数が過ぎる時期には減価償却費は落ち着くものと考えられる。

質問：B 委員

内部留保資金の 10 億円という水準の設定に指標等はあるのか、もしくは本市の規模であると 10 億円という金額であるのか。また、内部留保資金に含まれる資金のうち、3 か月の運営費とはどの期間にて算定しているのか。試算時期によって、3 か月分の運営費は変動してしまわないのか。

回答：事務局

内部留保資金の設定根拠について、決まった指標はなく、各事業体にて定めるものである。本市では、災害後に復旧までを見越した、平常時の料金収入ができるまでを見込んだ 3 か月分の運営費、企業債償還金半年分、応急災害復旧費として残高分を見込んでいる。今後は、工事費の高騰や、企業債償還金の増加等が見込まれるため、次回料金改定の検討の際には、これらを考慮したうえで、ご審議いただく予定である。

質問：J 委員

3 か月の運営費とは何を含んだものであるのか。

回答：事務局

人件費や電気料金等、3 か月運営していくうえで必要な資金として約 5 億円を見込んでいる。

□ 議事

A：→案③

ビジョンでの想定である改定率 31%を考慮すると、案②が最適であるように思うが、早めの安全確保も考慮することも必要である。

B：→案②

次の見直しでどうなるかがわからないためまずは 30%で改定を行う。

C：→案③（案 2.5 希望）

一利用者としては値上げ幅が少ない方がよいが、先を見据えた際に早めに手当てした方がよいのではないか。

D：→案③（案 2.5 希望）

長い目で見た際に、数年後に再度改定するとなるのであれば、理由を説明することで改定率に対する理解は得られるのではないか。

E：→案②

主婦目線では水道料金も上がるのは正直厳しいが、次の世代に背負わせるわけにもいかない。一般会計からの出資等も活用しつつ、市民への説明と納得をいただいたうえでの改定であればよいのではないか。

F：→案②

生活に密着した料金の改定は大幅ではなく負担を感じない水準がよいと思う。だが、この度の料金改定が 20 年ぶりであること、改定後の金額が他市と比べても低いことから、大きな改定率でも仕方がない。収支見通しのまとめによると、案②が最低限の数値をクリアしている。

G：→案②

理由は質疑で示したとおり。

H：→案②

水道料金を上げたくはなく、将来を考慮するとなっても将来のことはわからないため最低限の改定でよいのではないか。また、改定期間について 4 年区切りではなく 3 年で区切ってもよいのではないか。

I：→案③

将来への投資が市にも必要である。もしもの際に大変であり、下水道とともに対応が必要であるのではないか。地下埋設物等への見えない投資は市民を守るためのものである。

J：→案③もしくは案②

計算式と自治体の耐用年数の違いや見直すタイミングを考慮したうえで、次期料金改定見込率に関してもう少し先の年度までグラフとして確認したい。確認の上、先行きが見えれば案③でよいのではないか。先行きが見えな

いのであれば②。

意見：I 委員

一度に大きく改定するのではなく、毎年分割して改定するという案はどうか。

回答：事務局

今回の審議会では改定率のみ決定する。次回審議会の際に、各パターンを提示する。

□ 採択（挙手による採択）

案①：0

案②：7（欠席者含む） → 採択

案③：4

□ その他

- ・ 財政補填の案について、12月の答申の際には、審議会として付帯意見を付けていきたい。
- ・ 田原委員：異動に伴い退任。9月付で後任に引継ぎを行う。

□ 閉会

- ・ 次回は10月7日14時より開催する。